

たてしなホーム相談支援事業所

体制整備加算に関する事項について

当事業所では、「行動障害支援体制加算」「要医療児者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を配置しております。

■ 行動障害支援体制加算

相談支援の体制として、行動障害のある知的に障がいのある方に対して適切な相談支援を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

研修：強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）終了
令和 元年 7月 25日 第 1-3-強-36号

■ 精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

研修：障がい者相談支援従事者専門分野研修「地域移行・地域定着」終了
令和元年 10月 8日 県障相専地第 2019-1015号

■ 要医療児者支援体制加算

人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」）に対して、適切な計画相談支援を実施するために、定められた研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

研修：平成 31年度長野県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 終了
令和 2年 3月 19日 第 107号